平成２５年（フ）第１７４４号
大阪市天王寺区東高津町３番31号　タケオレジデンス501号、前住所大阪府東大阪市花園東町２丁目12番14号
債務者　大西　　彰
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０号
青森県五所川原市字雛田96番地９
債務者　高橋　恵里
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
和歌山県海草郡紀美野町吉野34番地１
債務者　若林　勝理
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
和歌山県紀の川市打田663番地２　レモンハイツ203
債務者　瀬戸　一男
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
和歌山県紀の川市打田308番地　ピュアフェリーチェ103
債務者　田中　　匡
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８９号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2242番地
債務者　菊川　春美
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９３号
和歌山市黒田271番地　笠松アパート１号室
債務者　田中　富雄
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
和歌山県紀の川市北涌245番地３
債務者　谷口巳佐夫
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１３号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　15号棟203号室、従前の住所徳島県三好郡東みよし町加茂2442番地３
債務者　スナックＡＳＩＡこと　福井　　一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５８号
名古屋市西区菊井１丁目20番３号
債務者　不破　恭宏
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５９号
名古屋市西区新道１丁目５番５号　カネ吉アートビル602号、従前の住所名古屋市西区新道１丁目11番15号　サンパーク新道601号
債務者　不破　一雄
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２号
北海道美唄市西３条北６丁目５番20号
債務者　村井トシ子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２９号
群馬県太田市浜町65番13―M211号
債務者　野口のり子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１５２号
神奈川県秦野市南矢名1792番地の６　マークハウス101号、前住所神奈川県平塚市中原１丁目４番23号
債務者　鈴木　英雄
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８５号
神奈川県小田原市中村原415番地の４
債務者　諸星　春美（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８８号
神奈川県南足柄市狩野408、住民票上の住所神奈川県南足柄市岩原627番地７
債務者　諸星　　弥
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５５６号
名古屋市昭和区桜山町５丁目95番地の１フォレスト桜山503号
債務者　森　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部